

草津、この風土に熱き想い。

# 横江まさのり

<http://yokoe-masanori.net/>



## まさのり通信 第16号

2024（令和6）年8月

### 横江まさのり後援会

〒525-0061

草津市北山田町922-15

TEL/FAX 565-1135

masanori.y@wind.ocn.ne.jp

### ◆盛夏の候

今年もうだるような炎暑の夏になりました。昨年9月の草津市議会議員選挙でみなさまから信任していただき早1年。この間3月と6月に定例会議がありました。

### ◆3月定例会議（3月4日～3月28日）

私は総務常任委員会に所属し、その委員長に就任させていただきました。市政の総務業務を審査する常設機関です。

この議会では、主に「草津市地域公共交通網形成計画」について質問しました。詳しくは別紙をご覧ください。

### ◆輝勢会の設立

4月1日より、私は自分の市議会議員としての信念を貫くため、今まで所属していた草政会と袂を分かち8人の同志と共に新しい会派の「輝勢会」を立ち上げました。会派が変わりましたが「市民のために働く」私の気持ちは揺るぎなく議会人として仕事にまい進してまいります。

### ◆6月定例会議（6月7日～6月28日）

新しい会派で初めての議会となりました。私は「空き家問題」について質問しました。詳しくは別紙をご覧ください。

### ◆輝勢会視察



（横手市増田まんが美術館）

7月8日から10日まで2011年3月の東日本大震災で大きな被害が出た宮城県と秋田県を視察研修させていただきました。震災後のまちづくりについて勉強して来ました。

1日目は、北上川河口に位置する石巻市における「新たに水辺を活かした地域活性化事業」について研修させていただきました。

2日目は、仙台3.11メモリアル交流館と仙台市立荒浜小学校で視察しました。交流館では生々しい被害の状況がそのまま保存されており、当時の状況についてビデオ映像で研修させていただきました。荒浜小学校では津波の恐ろしさを実感しました。

3日目は、秋田県横手市増田地域で、伝統的建造物群保存地区の街並み、地域をあげての取り組みを視察させていただきました。また日本一の原画数、48万点以上の保存を誇る「まんが美術館」をも訪れました。

### ◆北山田五条・山田地区計画が進んでいます。

本格的に工事が進んでいます。まず埋没遺跡調査と共に造成工事が始まりました。



（北から南方向を見る、左の道路は浜街道）

## ◆令和6年3月定例会一般質問から◆

少子高齢化が進む中、中心市街地と郊外地域の生活・交通拠点、および郊外地域内から生活・交通拠点までを結ぶ交通ネットワークの充実等に向け取り組むことを目的とした「草津市地域公共交通網形成計画」が2018(平成30)年に策定されました。その進捗状況と本年度当初予算に計上されている地域まちづくりセンターの整備について質問しました。

### Q. 計画の進捗状況や課題について

#### A. 一浦都市計画部長

現行の「草津市地域公共交通網形成計画」における進捗状況につきましては、計画期間全体を通じて各施策の進捗状況を毎年確認しているところでございます。今回、「草津市地域公共交通計画」を策定するにあたり、現行の計画で定めた施策毎の評価を行い、計画目標の達成状況を踏まえた事業継続や新たな視点での展開なども含めて整理を行っているところであります。

また、現行計画で抽出していた課題に対しても継続して取り組むべき課題として整理するとともに、昨年8月に実施しました市民アンケートの結果で得られた新たな利用者ニーズ等を踏まえ、効果的・効率的な地域公共交通ネットワークを構築する上で具体的な課題を整理しております。

### Q. 具体的な交通まちづくりについて

#### A. 一浦都市計画部長

具体的な交通まちづくりにつきましては、本市における地域公共交通における課題解決に向けて市内にある多様な交通手段を連携させることで、生活拠点からまちなかへの移動と生活拠点を中心とした地域内の移動を確保することができる効果的・効率的な公共交通ネットワークを形成することを目指しており、あわせて公共交通を利用しやすい環境を整備することで自家用車から公共交通への転換を図ってきたところであります。

現在策定中の「草津市地域公共交通計画」におきましても、現行計画を踏襲しつつさらなる発展版として地域公共交通ネットワークの形成や多様な移動ニーズに応じた生活交通の確保やそれらを支える体制・仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

### Q. 道路整備の考え方について

#### A. 松尾建設部長

道路整備の考え方につきましては、安全で快適な歩行空間が確保されることにより、歩いて暮らせるまちづくりにふさわしい形になると認識しております。都市計画道路など新設の道路では、歩道も併せて整備に取り組んでおりますが、その他の生活道路においても現況道路の拡幅、事業用地の確保が必要となり沿線の地権者の方々の御理解、御協力が不可欠であるとともに、長い年月が必要となる等の課題もあります。

そのような中におきましても、現況の道路の中でより安全に歩いていただけるよう、バリアフリー化やグリーンベルトなどにより、歩行空間を確保するなど現況道路の改修による歩道整備に取り組んでいるところでございます。

## Q. アンケート結果に対する実施の考え方について

### A. 一浦都市計画部長

昨年8月に実施しました市民アンケート調査では、市内に居住される方の2割が「利用しやすい移動手段がなく外出に困ることがある」と回答されており、75歳以上でその傾向が強く、特に運転免許を保有されていない人の割合が大きい85歳以上では約4割が外出に困っているという結果となっております。

この結果を受けまして、現在策定中の計画では、こうした移動ニーズに対応するため市内の限られた輸送資源を最大限生かしながら、地域内で利用されている医療施設や商業施設など日常生活を支える生活拠点を中心に民間路線バスやまめバス、まめタク等の地域公共交通の運行や乗換等の連携を行うことで、交通不便地の解消と外出しづらい交通弱者の日常生活を支える移動手段の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

## Q. 公共交通の在り方について

### A. 一浦都市計画部長

2024年問題等の課題を踏まえ、一部の学区においてすでにまめバスの路線再編およびまめタクの新規導入を進めており、この取り組みを進めるにあたっては、まちづくり協議会などに丁寧な説明を行うとともに、各町内会でのアンケート調査やワークショップ等を通じて地域の御意見をいただきながら、可能な限り地域の思いに合致する生活拠点の設定、運行ルートや停留所の位置等を決定しております。

今後も引き続き、まちづくり協議会をはじめ地域の皆様との対話を通じて御理解と御協力を得ながら、地域の特性に合う路線バス、まめバスやまめタク等の複合的な活用方法を検討してまいります。

## Q. 移動手段の考え方について

### A. 一浦都市計画部長

これまでと同様に都市機能誘導区域に医療、福祉、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導する「草津市立地適正化計画」と地域の生活拠点の形成などを旨とする「草津市版地域再生計画」と一体的に進めることが重要と考えており、各計画との整合を図り、都市機能誘導区域と地域の生活基盤を支える生活拠点や交通拠点を結び効果的で持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ってまいります。

## Q. 運転免許証の自主返納しやすい環境作りの考え方について

### A. 一浦都市計画部長

アクセルとブレーキの踏み間違い等による高齢者ドライバーの交通事故が依然として社会問題となっている中、運転に不安を感じながらも買い物などの生活手段として自動車の運転を継続している高齢者に対して、運転免許証の自主返納を促進し、高齢者ドライバーに係る交通事故の抑止を図ることが課題であると考えております。次期計画では、65歳以上の運転免許証自主返納率を令和4年時点の2.3%からさらに向上するよう目指してまいりたいと考えております。

具体的には、市・県・交通管理者・交通事業者で連携しながら、高齢者を対象とした教室等の開催や免許更新時での認知機能検査の実施などの高齢運転者の事故防止の促進に取り組み、運転免許証自主返納高齢者支援制度への協賛店加盟の拡充や支援制度の情報提供等を行い、運転に不安を持つ高齢者が運転免許証を返納しやすい環境整

備を行ってまいります。

## Q. モビリティマネジメントの推進の考えについて

モビリティマネジメントとは「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（賢く）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組み

### A. 一浦都市計画部長

モビリティマネジメントの推進につきましては、現行計画と同様に地域での地域公共交通に関するワークショップ等の開催や事業所でのエコ通勤への取り組み、小学校等におけるバスや電車の乗り方教室などの交通環境学習の実施、まめバス、まめタクを利用して買い物をされた際に、商業施設から回数券を受け取ることができるインセンティブ制度の導入などの取り組みを継続して実施することに加えまして、新たに転入者への地域公共交通の利用促進の啓発や、まめバス・まめタクの買い物サービス業務提携店舗の拡充、まめタクが運行している地域を対象にしたまめタクの乗り方教室の開催など、公共交通機関への利用転換を図るモビリティマネジメントを更に推進したいと考えております。

## Q. 市内循環BRTの考えについて

BRT (Bus Rapid Transit)

バス専用道や専用レーンを利用し、定員100名以上の連節バスの導入などを組み合わせ、輸送力や利便性を高めるバスによる交通システム

### A. 一浦都市計画部長

市内循環BRTについてでございますが、都市交通マスタープランの中で定時性、快適性を確保したバスサービスが提供されるよう新交通システムの導入として、南草津駅を中心とした地域でのBRT導入検討を位置付けておりましたが、PTPS（公共車両優先システム）の信号制御方策の導入によっては道路混雑が悪化する可能性があることや、導入に合わせた道路環境の整備などの課題があることから、今後の都市計画道路の整備検討を見据えて先行事例も踏まえて、国が示す「道路空間を活用した地域公共交通（BRT）等の導入に関するガイドライン」に基づき、その実現の可能性のあるのかなど、引き続き滋賀県と大学、交通事業者などと連携しながら調査・研究を進めてまいりたいと考えております。現在策定中の計画におきましても、施策のひとつとしてBRTを含めた新たなモビリティの導入検討を位置付けてまいりたいと考えております。

## Q. 草津川での循環BRTの取り組みについて

### A. 一浦都市計画部長

BRTはバス専用道やバス専用レーン等と組み合わせることで定時性、速達性に加えて大量輸送の効果がより発揮できるものではありませんが、草津川跡地公園の各区間を結ぶ道路において、バス専用道等を新たに整備することは困難であると考えております。

しかしながら、唯一東西をつなぐ草津川において公共交通を接続させることは非常に重要でありますことから、現在区間2においてまめバス草津駅下笠線で草津川とJR草津駅を結んでいるように、今後も草津川跡地の公園整備に併せて交通拠点として市内の地域公共交通ネットワークとの連携について検討してまいります。

## Q. 計画の取り組み姿勢について

### A. 一浦都市計画部長

現在、計画を5月に策定すべく取り組んでいるところでありますが、今後10年間で想定される本市の地域公共交通に関する課題解決に向けて「利便性の高い持続可能な地域公共交通ネットワークの形成」、「多様な移動ニーズに応じた生活交通の確保」、「地域公共交通を支える体制・仕組みづくり」の3つの基本方針のもと、地域公共交通機関などの役割分担に基づき、実施主体を明確にした個別施策を迅速に取り組むことで「誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくり」を実現してまいりたいと考えております。

## Q. 地域まちづくりセンター整備について

### A. 高岡まちづくり協働部長

#### 〈笠縫東まちづくりセンター〉

笠縫東まちづくりセンターの整備につきましては、笠縫東学区まちづくり協議会で立ち上げられた「まちづくりセンター建設準備委員会」の委員の方々を中心に、今年度に10回の協議を重ね、基本・実施設計を取りまとめてまいりました。

1階に多目的ホールや調理室を配置し、駐車場との一体利用を可能とするとともに、2階には屋上ふれあいテラスを配置するなど、地域の思いを盛り込んだ特色のある整備内容となっております。

#### 〈矢倉まちづくりセンター〉

矢倉まちづくりセンターにつきましては、今年度に「建替検討委員会」を立ち上げられましたことから、委員の方々を中心に5回の協議を行い、整備基本計画の策定を行ってきたところであり、来年度は矢倉学区において、地域ニーズを把握し幅広い意見等を求めるために、委員の追加募集とワークショップの開催を予定されているところです。

#### 〈山田まちづくりセンター〉

山田まちづくりセンターにつきましては、令和4年度から「建設検討委員会」を立ち上げ、検討を開始され、今年度には県外の類似施設を視察されており、今年の1月からは委員の方々を中心とした協議を開始したところでございます。

矢倉と山田の両学区とも、来年度につきましては、それぞれの検討委員会を中心に地域の御意見を十分にお聞かせいただきながら上半期には基本設計を取りまとめ、その後年度内に実施設計を取りまとめてまいりたいと考えております。

## Q. 地域の特性を活かしたまちづくりセンターについて

### A. 高岡まちづくり協働部長

地域の特性を生かした取組や課題解決の取組について地域まちづくりセンターの改築を契機に、新しいセンターを拠点にした取組事例として、近年改築を行いました常盤まちづくりセンターでの農業振興や、志津まちづくりセンターでのカフェによる居場所づくりなどがございます。

地域まちづくりセンターが、地域の魅力向上や課題の解決を行い、地域がよりよくなっていることを実感できる場所となるよう、引き続き、関係部署や中間支援組織と連携しながら交付金による財政支援をはじめ、地域の実情に応じた各種の支援に努めてまいりたいと考えております。

## ◆令和6年6月定例会一般質問から◆

1954年（昭和29年）10月15日に1町5村が合併して人口3万2152人の草津市が誕生しました。今年で70年を迎え、この4月には人口が14万人に達しました。

しかしながら一方では、少子高齢化が進み、それに伴って空き家が増えている現状です。

住環境をとりまく様々な課題に対応するために「草津市住宅マスタープラン」の見直し、また、空き家対策を推進するために「草津市空き家等対策計画」の見直し、マンションの管理適正を推進するために「草津市マンション管理適正化推進計画」が策定されました。

これらの計画の中で、特に「草津市空き家等対策計画」また「草津市マンション管理適正化推進計画」を中心に質問しました。

### Q. 空き家の市街化区域と市街化調整区域との比較について

#### A. 荻下都市計画部理事（住宅政策担当）

市街化区域と市街化調整区域の空き家件数の変化につきましては、平成29年3月に策定しました「草津市空き家等対策計画」の見直しに先立ち、令和4年8月から10月までに実施いたしました「戸建空家等実態調査」において、空き家は市内全域で665戸、その内訳として市街化区域で455戸、市街化調整区域で210戸ありました。平成28年度に実施した同調査と比較いたしますと、市内全域で241戸、市街化区域で137戸、市街化調整区域で104戸の空き家数の増加を確認しており、市街化調整区域において特に空き家数の割合が増加しております。

### Q. 今現在の課題と空き家所有者の意識について

空き家の課題と空き家所有者の意識につきましては、市街化区域の空き家は流動性が比較的高く、いつでも処分ができるという意識から空き家状態が長期化し維持管理頻度や利活用意識が低下する傾向が一部で見られています。

また、市街化調整区域におきましては、元々先祖代々の土地や田畑をお持ちの世帯も多く、簡単に処分ができない意識もあり、かつ、都市計画法の許可基準が空き家の利活用の際しての障壁となっていることも空き家に関する認識の低下要因となっていると考えております。

### Q. 空き家対策の基本的な姿勢について

空き家対策の基本的姿勢につきましては、今回見直しました「草津市空き家等対策計画」において「戸建空家等の発生の抑制」、「戸建空家等の適切な管理の促進」、「地域特性に応じた戸建空家等およびその跡地の利活用の促進」を3つの基本方針として掲げ、居住段階からの予防的な啓発等の更なる強化に加え、維持管理頻度や活用意向が低下する前に所有者等による自主的な空き家状態の解消を支援する取組などを推進してまいります。

### Q. 空き家対策の具体的な姿勢について

具体的な空き家対策につきましては、市街化区域および市街化調整区域における空き家所有者等の意識や区域における特性の違いなどはございますものの、市として取り組むべき基本的な対策に違いはございません。まず、予防的な対策として、これま

でも実施をしております「住宅の相続セミナー」の開催や広報による幅広い啓発等に加え、福祉部局と連携し高齢者世帯の状況把握や働きかけに関する取り組みなどについても進めてまいりたいと考えております。

また、所有者等による自主的な空き家状態の解消を支援する取り組みとして、昨年度から県内の不動産団体と連携し従来の空き家情報バンクの取り組みに加えて、空き家所有者等が抱える課題等の解決に向けて、専門的知識を有する相談員を無料で派遣する事業を実施しており、多くの方に御活用をいただいているところです。

そのほか、今年度からは新たに周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれのある不良な空き家の除却工事を実施する際の費用を一部補助する制度を開始するなど、今後も空き家の状況に応じた適切な対策を講じてまいります。

#### Q. 具体的な事例について

問題解決の具体的な好事例につきましては、過去には狭い道路に面している敷地を複数の土地所有者の方に御寄付いただき、道路の拡幅整備を行ったことで街区単位で敷地の有効活用等が可能となり、将来的な空き家の発生抑制につながるような事例もございました。これまでの当該事業の大半が敷地単位での拡幅整備に留まっておりますが、今後も同様の条件の場合、この手法を取り入れてまいりたいと考えております。

#### Q. これからの課題について

将来の課題と問題につきましては、これはどちらの区域においても共通して言えることではございますが、最近の近隣住民からいただいた適正管理がされていない空き家についての相談の中で空き家所有者等の調査を行ったところ、所有者がお亡くなりになっていることに加え、相続放棄等により相続人も存在しないことが判明し問題解決を図ることができないといった事案がございました。

全国的にも同様の事案が増加している中、今後更に人口減少や少子高齢化が進行することで本市においても同様の事案が増加することが懸念されます。

#### Q. 将来、どのように取り組んでいくのか

将来の課題と問題に対する取り組みにつきましては、昨年12月の空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、所有者等が不明または相続人が不存在であることが判明し空き家の適切な管理のための措置を求める相手が存在しない場合に、市長が特に必要と認めるときは民法の規定による財産管理制度の活用により、裁判所を通じて空き家の管理や処分を行う清算人等の選任を申し立てることができるようになりました。

今後は、当該制度の活用について必要な費用等の予算確保を含めた制度設計を行い、売却の可能性等を含めて効果的な事案につきましては、積極的に活用してまいりたいと考えております。

今後の空き家対策の市の決意につきましては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、将来的に空き家自体が増加することは必須であり、その増加を抑制することや、適正に管理がされている空き家を増加させるための取り組みが更に重要であります。そのような中、現在進めている取り組みにおきましては、空き家所有者等による自主的な解決に向けて一定の効果が見られますが、地域の皆様や民間事業者等の御協力がないと解決できない課題もございましたことから、これまで以上に連携、協働し、空き家の状況に応じた適切な対策を推進してまいります。